

東京都消費生活基本計画

第1章 計画の基本的考え方

～消費者が主役の「良質な市場」の実現と消費生活の安全・安心の確保～

- 1 基本理念
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の実効性を確保するために
 - ・消費生活基本計画の着実な推進
 - ・消費者・事業者への情報提供と意見の反映
 - ・国、区市町村、事業者団体及び消費者団体との連携

第2章 消費生活の現状に対する基本認識

- 1 横行する悪質商法と深刻な消費者被害
 - 1) 高齢者・若者などの消費者被害
 - 2) 架空請求や不当請求
 - 3) インターネット利用等ITに関する消費者被害
 - 4) 多重債務問題
- 2 商品やサービスに関するさまざまな不安
 - 1) 身近な商品に潜む危険
 - 2) 食に対する不安
 - 3) 表示に対する不信
 - 4) 生活必需品の供給に関する不安
 - 5) 地球環境の危機に対する懸念

第3章 緊急に取組む対策

(緊急対策)

- 1 高齢者・若者を狙う悪質商法を撲滅します
都民の安全・安心のため、良質な市場を確保
- 2 『待ち』から『攻め』へ、情報を収集し発信します
消費者問題の解決は、生きた情報から
- 3 都消費生活総合センターを強化します
現場最前線の専門性と利便性を向上
- 4 法制度上の問題点の改善を、国に働きかけます
現場から問題提起

第4章 政策課題と施策の方向

(政策課題1～5)

- 1 消費者被害を防止し、救済を図ります
 - 1) 消費者被害の防止
 - 2) 消費者被害の救済
- 2 悪質事業者を市場から排除します
 - 1) 取締りの強化
 - 2) 適正な指導等
- 3 商品やサービスの安全・安心を確保します
 - 1) 安全な商品とサービスの確保
 - 2) インターネット等電子商取引における安心の確保
 - 3) 多様な商品選択の実現
 - 4) 高齢者、障害者など誰もが安心できる消費生活の実現
- 5) 地域における生活必需品の確保
- 6) 資源エネルギー等の価格変動への対応
- 7) 震災時等における生活物資等の確保
- 4 「自ら考え行動する」消費者になるよう支援します
 - 1) 役立つ情報の提供
 - 2) 消費者教育・啓発
 - 3) 消費者の組織的な活動への支援
 - 4) 環境問題に配慮する消費者を応援
 - 5) 食に関する持続可能な消費生活の実現
- 5 消費者の意見や考えを、行政や事業者の活動に活かします
 - 1) 消費者の都政への参加・参画
 - 2) 消費者との協働の推進
 - 3) 都と区市町村との連携

仙台市消費生活基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の経緯
- 2 計画の目的
- 3 計画期間
- 4 計画の実施状況の公表
- 5 重要課題

第2章 計画推進のための施策

消費生活の安全・安心の確保

- 方向1 商品・サービスの安全・安心の確保
- 取組1 「食品の安全性」の確保
 - 取組2 住まいの安全性の確保等
 - 取組3 生活用品の安全性及び安定供給の確保
 - 取組4 生活衛生営業施設等の衛生確保
 - 取組5 消費者、マスメディア等に対する情報提供等
- 方向2 適正な価格形成の確保並びに適切な表示及び適正な計量の推進
- 取組1 適正な価格形成の確保
 - 取組2 事業者に対する適切な表示の指導
 - 取組3 消費者に対する適切な表示に関する啓発
 - 取組4 適正な計量の実施
- 方向3 事業者に対する指導等
- 取組1 法令遵守等のための指導又は要請
 - 取組2 消費者志向の経営の啓発
- 方向4 関係機関等との連携の強化
- 取組1 事業者団体との連携
 - 取組2 関係機関等との連携
- 方向5 個人情報保護施策の推進
- 取組1 市民及び事業者に対する支援
 - 取組2 苦情処理の斡旋
- 方向6 大地震等災害時における対応
- 取組1 生活必需品の安定供給等の確保
 - 取組2 生活関連商品の価格の緊急調査等
 - 取組3 消費者被害の未然防止等

消費者教育の充実

- 方向1 消費者教育の内容の充実
- 取組1 学校における消費者教育の内容の充実
 - 取組2 地域における消費者教育の内容の充実
 - 取組3 消費者教育のための教材の制作、活用等
- 方向2 消費者教育の機会の拡充
- 取組1 地域における消費者教育の機会の拡充
- 方向3 消費者教育の担い手の育成・強化
- 取組1 消費者教育の担い手となる教師の育成等
 - 取組2 地域における消費者啓発の担い手の育成、活動支援等
 - 取組3 消費者教育に対する支援
- 方向4 関係機関等との連携の強化
- 取組1 専門的な知識をもった関係団体との連携の強化
 - 取組2 (仮)消費者教育連絡協議会の設立
 - 取組3 消費者教育に対する支援

消費者被害の未然防止・救済

- 方向1 消費者被害の未然防止・拡大防止
- 取組1 効果的な広報・啓発活動、情報提供等
 - 取組2 条例に違反した不適正な取引行為に対する対応
- 方向2 消費者被害の救済
- 取組1 斡旋、調停等による消費者被害の救済
 - 取組2 消費者訴訟の援助
 - 取組3 消費者団体訴訟に対する支援
- 方向3 消費生活相談の充実
- 取組1 相談員の専門的な知識の向上
 - 取組2 特別相談窓口の拡充
- 方向4 関係機関等との連携の強化
- 取組1 関係機関等との連携

消費生活における高齢者に対する支援

- 方向1 高齢者の消費者被害の防止
- 取組1 高齢者に対する消費者教育の拡充
 - 取組2 高齢者を見守る環境の整備
- 方向2 高齢者の財産等の保護
- 取組1 高齢者の財産等の保護の仕組のPR
- 方向3 高齢者の消費生活におけるバリアフリー化の推進
- 取組1 福祉用品・サービスに関する情報提供等
 - 取組2 仙台フイラント健康福祉センタープロジェクト

環境に配慮した消費生活の推進

- 方向1 循環調和型のライフスタイルの推進
- 取組1 「グリーン購入」の推進
 - 取組2 簡易包装・ノリ包装の推進
 - 取組3 消費者、事業者、行政の協働による啓発事業の拡充
 - 取組4 環境配慮型事業活動の推進
 - 取組5 省エネルギー等環境配慮の実践行動の推進
- 方向2 消費者に対する環境教育・学習の推進
- 取組1 消費者、事業者、行政の協働による推進
 - 取組2 環境教育・学習指導者等の育成
 - 取組3 環境学習を支援する情報提供の充実

福島市消費生活基本計画

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の実施状況の公表
- 5 消費者の権利と施策の体系

第2章 基本方向と施策

1 安全で安心できる消費生活の確保

- 方向1 商品等の安全性の確保
- 施策1 安全性の確保
- 方向2 取引等の適正化の推進
- 施策1 不当な取引行為の禁止
 - 施策2 表示・広告の適正化の推進
 - 施策3 計量の適正化の推進
 - 施策4 包装の適正化の推進
- 方向3 消費者の意識啓発及び学習支援
- 施策1 正しい情報の提供
 - 施策2 自立した消費者の育成
 - 施策3 消費者の意見の反映
 - 施策4 消費者団体の支援
- 方向4 相談及び救済の充実
- 施策1 消費生活相談・多重債務相談
 - 施策2 被害の救済
- 方向5 生活必需物資の安定供給と価格安定
- 施策1 生活必需物資の安定供給と価格安定
 - 施策2 緊急時対策
 - 施策3 災害時対策

2 循環型消費生活の形成

- 方向1 循環型消費生活の形成
- 施策1 循環型ライフスタイルの推進
 - 施策2 環境教育の推進
 - 施策3 地産地消
- 方向2 消費生活基盤の確保
- 施策1 消費生活基盤の確保